

民法に規定されている事項（例）

○土地所有者は、隣接地の所有者と協議して、現地で境界を決め、共同で境界標を設けることができるとされています。（民法第 223 条、第 224 条）

○建築物を建築する場合には、隣地境界線から 50 センチメートル以上離さなければならないとされています。しかし、その地域にこれと異なる慣習があればこれに従うこととされています。（民法第 234 条、第 236 条）

○隣接地境界線より 1 メートル未満のところに他人の宅地を見渡せる窓や縁側を設ける場合には、目隠しをしなければならないとされています。この項目についても、地域にこれと異なる慣習があればこれに従うこととされています。（民法第 235 条、第 236 条）

○土地所有者は、雨水が直接隣地へ注ぐような屋根その他の工作物を設けることはできないとされています。（民法第 218 条）

○土地所有者は、建築物を建築または修繕したりする場合に必要な範囲内において、一時的に隣接地の使用を請求できるとされています。ただし、原則として相手の了承を得ることが必要とされています。（民法第 209 条）

※ なお、民法はお互いの権利や利益の調整を図るための規定で、相手方との話し合いによりお互い了解が得られれば、必ずしもこの規定に従わなくともよいとされています。

※ これら民法による問題については、弁護士の方に相談していただくこととなります。